

判決年月日	平成18年12月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成18年(行ケ)第10033号		
<p>本願発明に進歩性がないとの判断に誤りがあるとして拒絶査定不服審判請求不成立審決を取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項, 49条2号

本件は、発明の名称を「電気駆動システム」とする発明につき特許出願をした原告が、特許庁から拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求をしたところ、特許庁が同請求は成り立たないとの審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は、本願発明は、引用刊行物に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許を受けることができないとしたものである。

本判決は、「引用発明1に引用発明3と周知事項A, Bを組み合わせても、電気駆動システムの効率を高めるためトルク曲線を用いて行う制御の対象を電池ないしエネルギー貯蔵装置から供給される直流電圧とするという技術思想を容易に導き出すことができるものではない」ので、「引用発明1に引用発明3及び周知事項A, Bを適用して、当業者が引用発明1の「双方向直流-直流変換器」に「電池5」から入力される直流電圧をトルク曲線を用いて制御し、相違点(口)に係る本願発明の構成とすることが容易にできたものとは認められない」と判示し、本願発明の進歩性を否定した審決に誤りがあるとして、原告の請求を認容した。